

様式第 1 号(第 5 条関係)

会議概要

会議の名称	令和 6 年度第 1 回久喜市国民健康保険運営協議会会議
開催年月日	令和 6 年 8 月 2 1 日 水曜日
開始・終了時刻	午後 1 時 1 5 分から午後 2 時 5 6 分まで
開催場所	久喜市役所 4 階 大会議室
議長氏名	宮澤幸一
出席委員(者)氏名	大久保礼子、籠宮信寿、坂口信藏、塚野由美子、武藤恵子、 山中佳代、吉野輝雄、長塩博文、東海林秀、吉川祐子、 遠藤厚子、奥貫久美子、島田智恵子、関根武視、宮澤幸一、 鈴木道広、中村香里
欠席委員(者)氏名	片桐雅也
説明者の職氏名	榎本正則 健康スポーツ部参事兼国民健康保険課長 大熊謙児 課長補佐兼国保管理係長 内村 博 保険税係長
事務局職員職氏名	真坂八重子 健康スポーツ部長 岡田秀之 健康スポーツ部副部長 榎本正則 健康スポーツ部参事兼国民健康保険課長 大熊謙児 課長補佐兼国保管理係長 山田智恵子 課長補佐兼給付係長 内村 博 保険税係長 沼口祐太 国保管理係主任
会議次第	1 開会 2 会長及び副会長の選出について 3 あいさつ

	<p>4 議題</p> <p>諮問事項</p> <p>(1) 久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (案) について</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 令和5年度久喜市国民健康保険特別会計決算書 (案) について</p> <p>(2) 令和6年度久喜市国民健康保険特別会計補正予 算(第1号) について</p> <p>協議事項</p> <p>(1) 令和6年度久喜市国民健康保険特別会計補正予 算(第2号)(案) について</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉会</p>
配布資料	<p>資料 1 久喜市国民健康保険運営協議会委員名簿</p> <p>資料 2 久喜市国民健康保険の概要</p> <p>資料 3 久喜市国民健康保険条例及び規則(抜粋)</p> <p>資料 4 久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (案) について</p> <p>別 紙 久喜市国民健康保険条例の一部改正に伴う新旧 対照表</p> <p>資料5-1 令和5年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳 出決算書(案)</p> <p>資料5-2 令和5年度久喜市国民健康保険特別会計決算書 (案)の関連図</p> <p>資料5-3 令和5年度久喜市国民健康保険特別会計決算書 (案)の概要説明</p>

	<p>資料 6 令和 6 年度久喜市国民健康保険特別会計予算 (抜粋)</p> <p>資料 7 - 1 令和 6 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予 算 (第 1 号)</p> <p>資料 7 - 2 令和 6 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予 算 (第 1 号) の概要説明</p> <p>資料 8 - 1 令和 6 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予 算 (第 2 号) (案)</p> <p>資料 8 - 2 令和 6 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予 算 (第 2 号) (案) の概要説明</p>
会議の公開又は非 公開	公開
傍聴人数	0 人

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

1 開会

司会（榎本課長）

ただ今から、令和6年度第1回久喜市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

開会に先立ちまして、出席委員につきましてご報告申し上げます。

委員18人中、出席委員が17人、欠席委員が1人でございます。

従いまして、久喜市国民健康保険に関する規則第5条の規定により、委員の出席数が過半数を超えておりますので、本会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、次第に従いまして、会議を進めさせていただきたいと思いますが、現在、議長となる会長が選出されておられませんので、会長が選出されるまでの間、市長に臨時議長をお願いしまして、進めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

2 会長及び副会長の選出について

臨時議長（梅田市長）

それでは会長、副会長を選出するまでの間、臨時議長を務めてまいります。皆様方のご協力をお願いいたします。

議事に先立ちまして、議事録署名委員を指名させていただきます。今回は、大久保委員と籠宮委員をお願いいたします。

次第に基づき、久喜市国民健康保険運営協議会会長及び副会長の選出に移ります。

会長及び副会長につきましては、久喜市国民健康保険に関する規則第3条第1項の規定により、協議会に会長1人、副会長1人を置くと規定されています。また、同条第2項では、会長及び副会長は、公益を代表する委員のうちから全委員の選挙によって選出、選任されるものとして規定されています。

このことから、まず、公益を代表する委員である3号委員5人で協議をしていただき、その後に、皆様のご意見を伺いたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

臨時議長 (梅田市長)

それでは異議なしの声をいただきましたので、会長及び副会長の選出につきましては、3号委員の皆様で協議をいただきたいと思います。暫時休憩とします。

(休憩)

臨時議長 (梅田市長)

それでは、再開いたします。協議が整ったようなので、発表していただきますようお願いいたします。

島田委員

3号委員で協議しました結果、会長を宮澤委員、副会長を関根委員にお願いしたいという意見でまとまりました。

臨時議長 (梅田市長)

ただいま会長を宮澤委員、副会長を関根委員にお願いしたい旨の報告をいただきましたが、皆様ご賛同いただけますでしょうか。

(拍手)

臨時議長 (梅田市長)

ありがとうございます。それでは、会長及び副会長の選出につきましては、会長に宮澤委員、副会長に関根委員と決定いたしました。皆様のご協力によりまして、会長及び副会長の選出をす

ることができました。厚くお礼を申し上げまして、臨時議長の任を解かせていただきます。

司会（榎本課長）

ありがとうございました。それでは、会長及び副会長におかれましては、ここで所定の席へご移動をお願いいたします。

3 あいさつ

司会（榎本課長）

それでは、はじめに宮澤会長より就任のご挨拶を賜りたいと思います。

宮澤会長

（あいさつ）

司会（榎本課長）

宮澤会長ありがとうございました。

続きまして、関根副会長より、就任のご挨拶を賜りたいと存じます。

関根副会長

（あいさつ）

司会（榎本課長）

関根副会長ありがとうございました。

4 議題

【諮問事項】（1）久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

司会（榎本課長）

続きまして、議題の諮問事項（１）久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。梅田市長から当協議会に諮問をさせていただきます。梅田市長、よろしくお願ひいたします。

梅田市長

それでは、諮問書を読み上げさせていただきます。

（諮問書を読み上げる）

司会（榎本課長）

ありがとうございました。梅田市長におかれましては、公務のため、ここで退席とさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

（市長退席）

司会（榎本課長）

それでは議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

（資料の確認）

司会（榎本課長）

よろしければ会議に移らせていただきたいと思います。

会議を開始するに当たり、審議会の会議の取り扱いについて皆様にご説明させていただきます。

久喜市の審議会につきましては、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例の規定により、原則公開となっております、誰でも傍聴することができることとなっております。

また、事務局は会議録を作成しなければならないこととなっております、会議録作成後、公文書館での写しの配架及び市ホームページにより、閲覧に供しなければならないこ

ととされております。

このことから、委員の皆様のご発言も、会議録により公開されることとなりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは、久喜市国民健康保険に関する規則第4条第1項により、会長が議長を務めることとなっておりますので、議事進行をお願いしたいと思います。宮澤会長よろしく願います。

議長（宮澤会長）

それでは次第4の議題に入ります。円滑な議事進行について皆様方のご協力をお願い申し上げます。

諮問事項の（1）久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について、議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局（内村係長）

（資料4、別紙に基づき、説明）

議長（宮澤会長）

ありがとうございました。

それではただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。

（質問等なし）

議長（宮澤会長）

質問がないようでございますので、諮問事項の（1）久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）についての質疑は以上となります。

それではここで採決に入りたいと思います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 (宮澤会長)

全員賛成でありますので、諮問事項の(1)久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)については、原案のとおり決定いたしました。

それでは事務局の方で、答申書案の作成をお願いいたします。

【報告事項】 (1) 令和5年度久喜市国民健康保険特別会計決算書(案)について

議長 (宮澤会長)

続きまして、報告事項の(1)令和5年度久喜市国民健康保険特別会計決算書(案)について、議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局 (大熊課長補佐兼係長)

(資料2、資料5-1、資料5-2、資料5-3に基づき、説明)

議長 (宮澤会長)

ありがとうございました。

それではただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。

鈴木委員

久喜市の国保は、前期高齢者の加入割合が5割ぐらいになっているので、埼玉県から交付される保険給付費等交付金に、我々、被用者保険が納付する前期高齢者納付金がかかり使われていると思うのですが、大体どのぐらい入っていると考えたらいいのでしょうか。

事務局 (大熊課長補佐兼係長)

前期高齢者交付金の関係でございますが、埼玉県の国民健康保険特別会計に歳入として計上されておりまして、令和4年度の決算ベースで全体の歳入に占める構成比としましては30.7%、予算規模で言いますと、1,859億2,900万円が、社会保険から埼玉県に前期高齢者交付

金として入っていると伺っております。

こうした財源をもとに、保険給付費等交付金が埼玉県から各市町村に交付されておりますので、そういった意味では、保険給付費等交付金の約3割が前期高齢者交付金となっていると理解できるかと思えます。

鈴木委員

ありがとうございました。

あと、もう1点ありまして、12月2日以降、保険証の発行ができなくなるので、久喜市国民健康保険条例の条文から保険証という言葉を取るという文言整理をしていますが、曖昧な記憶で申し訳ないのですが、保険証があるときは、保険税を納めない人に対して、保険証に代わる何かを交付し、そうでなければ、分割納付という形で滞納対策をしていたと思うのですが、今後保険証が無くなったとき、どのように対応していくのでしょうか。

事務局（内村係長）

被保険者証が発行できなくなった後、資格確認書等になりますが、ご質問の滞納などがある短期証等の取扱いは、まだ、国、県から情報提供されていないところでございますが、これまでと同様に折衝機会を確保していきたいと考えております。

鈴木委員

マイナ保険証を保有している人は、それでオンライン資格確認をすると思います。

そのようなときに、この人は保険税を支払っていないというような情報は医療機関側に表示されるのでしょうか。

事務局（内村係長）

医療機関は、カードリーダーを使ってマイナ保険証を確認しますと、納税状況はわからないのですが、区分状況がわかるようになっており、今まででいう一般証、短期証、資格証明書などの区分か、わかるような形になります。

鈴木委員

区分がわかるようになったときに、医療機関窓口での支払いは、3割負担の方は全て3割負担ということになるのでしょうか。それとも、区分によっては、全額支払ってもらうような対応になるのでしょうか。

事務局（内村係長）

医療機関窓口でカードリーダーにかざしたときに、区分がわかるようになっておりますので、各区分に応じた割合でのお支払いとなります。

議長（宮澤会長）

他に何かご質問等ございますか。質問がなければ、報告事項の（1）令和5年度久喜市国民健康保険特別会計決算書（案）についての質疑は以上といたします。

【報告事項】（2）令和6年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議長（宮澤会長）

続きまして、報告事項の（2）令和6年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局（内村係長）

（資料7-1、資料7-2に基づき、説明）

議長（宮澤会長）

ありがとうございました。

それではただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。

（質問等なし）

議長（宮澤会長）

質問がないようでございますので、報告事項の（２）令和６年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についての質疑は以上といたします。

【協議事項】（１）令和６年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（案）について
議長（宮澤会長）

続きまして、協議事項の（１）令和６年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（案）について、議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局（大熊課長補佐兼係長）

（資料８－１、資料８－２に基づき、説明）

議長（宮澤会長）

ありがとうございました。

それではただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。

（質問等なし）

議長（宮澤会長）

質問がないようでございますので、協議事項の（１）令和６年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（案）についての質疑は以上といたします。

こちらは協議事項ですので採決に入りたいと思います。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員賛成）

議長（宮澤会長）

全員賛成でありますので、協議事項の（１）久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（案）については、原案のとおり決定いたしました。

【諮問事項】（1）久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

議長（宮澤会長）

それではここで一旦中断させていただきまして、答申書案が作成できたようでございますので、委員の皆様配布をお願いいたします。

（答申書案を配布）

議長（宮澤会長）

それでは、お手元に先ほどの諮問事項「久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」の答申書案をご用意できましたので、読み上げさせていただきます。

（答申書案を朗読）

議長（宮澤会長）

以上が答申書案の内容でございますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（宮澤会長）

それでは答申書の案を消していただきまして、この内容で答申をさせていただきたいと思えます。

真坂部長

市長は公務のため不在となりますので、私の方で答申書をお預かりいたします。

議長（宮澤会長）

それでは答申書の内容について、読み上げさせていただきます。

令和6年8月21日付け久国第774号で諮問のあった件について、答申いたします。

答申事項（1）久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について、原案のとおりとする。

以上でございます。

（会長から部長に答申書を渡す）

真坂部長

答申書をお預かりしましたので、市長の方へ報告させていただきます。ありがとうございました。

5 その他

議長（宮澤会長）

次に、次第の5その他について、事務局から連絡事項等ございますか。

事務局（榎本課長）

事務連絡でございます。

まず、公職者名簿への登載でございます。

委員の皆様は、市が作成をいたします公職者名簿に、職名、氏名、任期が登載されまして、公文書館において閲覧に供されますので、その点をご了承いただければと思います。

次に、当協議会の今年度の開催予定でございますが、本日のように諮問する回数にもよるのですが、通常、11月定例会、2月定例会前に開催予定でございます。

議会の方に上程をする前に、この運営協議会にかけさせていただくという流れでございます。

具体的には、11月中旬、12月下旬、1月中旬、このあたりで開催をさせていただければと考えております。

開催に当たりましては、およそ1ヶ月前にご案内し、1週間前までに資料を送付させて

いただきたいと思います。

また、当協議会の報酬につきましては、会議開催後、ひと月以内に各委員のご指定の口座にお振り込みをさせていただきます。

その際、国民健康保険課からは特に振込の通知はお送りいたしません。翌年の1月下旬に、人事課から源泉徴収票をお送りさせていただく予定となりますので、ご確認をお願いできればと思います。

それから最後になりますが、本日、資料でお配りした埼玉県国民健康保険運営方針とデータヘルス計画ですが、次回以降に検討する内容によって使われるようになってきます。次回までの間に、もしお時間が許すということであれば、お目通しいただければと思います。

事務局からの事務連絡は以上でございます。

議長（宮澤会長）

それでは、これで本日の議事はすべて終了いたしましたので、以上で議長の任を解かせていただきたいと思います。

議事進行にあたり、委員の皆様のご協力に深く感謝を申し上げまして、進行役を事務局にお返ししたいと思います。

ご協力ありがとうございました。

事務局（榎本課長）

宮澤会長におかれましては、長時間にわたり議長をお務めいただき、ありがとうございました。

6 閉会

事務局（榎本課長）

それでは、閉会にあたりまして、関根副会長より、ごあいさつをいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

関根副会長

(あいさつ)

事務局（榎本課長）

それでは以上を持ちまして、令和6年度第1回久喜市国民健康保険運営協議会を閉会といたします。本日は大変お忙しい中、ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和6年9月6日

署名委員氏名 大久保 礼子

署名委員氏名 籠宮 信寿

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。